

家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準(案)

八千代市子ども部 子育て支援課

1. 家庭的保育事業等(地域型保育事業)とは

- ・ 児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業(地域型保育事業)で、市町村の財政支援(地域型保育給付)の対象として、多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みです。
- ・ 原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業であり、定員や保育の実施場所等により、次ページのとおり4つに分類されます。
- ・ 特徴は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育を提供できることです。

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、施設・事業が給付による財政支援の対象となるため、認可を受ける必要があります。家庭的保育事業等の場合、認可権者は市町村です。
- ・ 八千代市において、新制度に基づき事業を行う場合、市の認可を受ける必要があります。認可の基準は、国の定めた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」をもとに、市が条例で制定します。なお、条例は厚生労働省令が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定めます。詳細な運用等に関しては、市の定める規則や実施要綱等で定めることとなります。

| | |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌(比べあわせて、良い方をとること。)した結果としてならば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準 |

3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例の制定にあたっての市の考え方

国が定める基準(厚生労働省令)によると、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在しているが、本市においては、原則として国の基準を条例化するものの、下記の3点については国が定める基準に上乘せする。

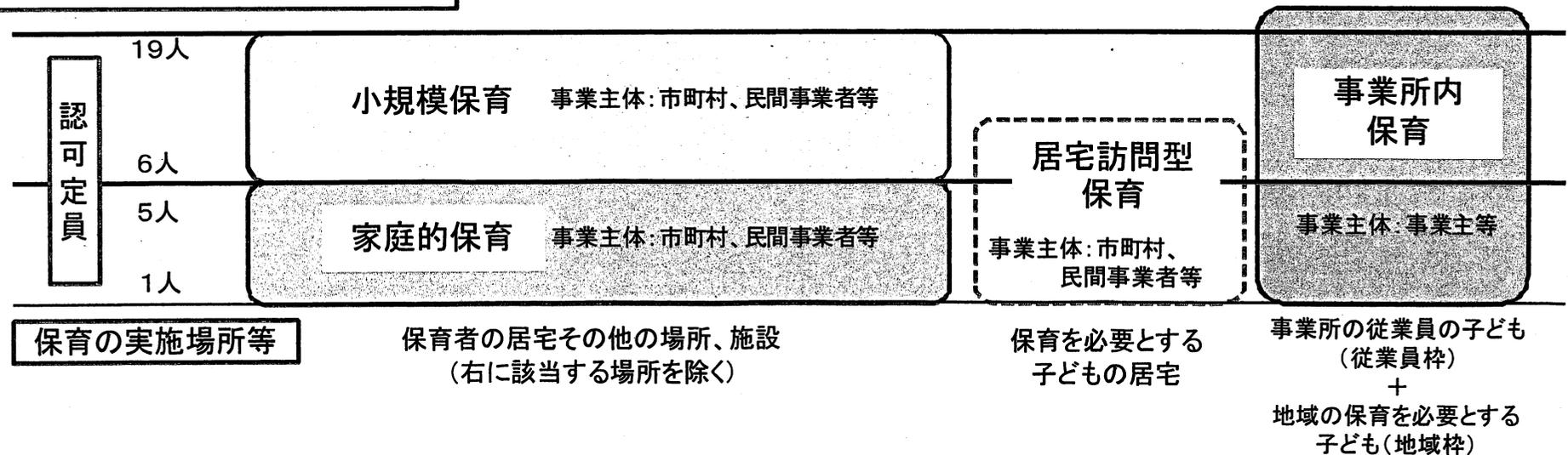
- ①「家庭的保育者」については、「**保育士**」資格を持つ者とする。
- ②「家庭的保育事業」及び「小規模保育事業C型」については、保育に従事する者の数を**2名以上**とする。
- ③「乳児室」の1人あたり面積については、千葉県「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」にならい「**3.3㎡/人**」とする。

1. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準> (国基準)

| | | 保育所 | 小規模保育事業 | | |
|-------|------|--|--------------------------------------|--|--|
| | | | A型 | B型 | C型 |
| 職員 | 職員数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 保育所の配置基準+1名 | 保育所の配置基準+1名 | 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2) |
| | 資格 | 保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) | 保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 | 1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施 | 家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡ | 0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡ | 0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡ |
| | 処遇等 | 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 |

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。3

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準> (国基準)

| | | 家庭的保育事業 | 事業所内保育事業 | 居宅訪問型保育事業 |
|-------|------|--|--------------------------------------|---|
| 職員 | 職員数 | 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 | 定員20名以上 保育所の基準と同様 | 0～2歳児 1:1 |
| | 資格 | 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | | 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 |
| 設備・面積 | 保育室等 | 0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡ | 定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様 | — |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可) | 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 | — |

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■ 総則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|----------------|---|---------|-------------|
| 最低基準の目的 | 市町村が条例で定める基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 最低基準の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村長は、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ●市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 最低基準と家庭的保育事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ●最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ●最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 家庭的保育事業者等の一般原則 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。 ●乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ●自ら行う保育の質の評価を行い、改善を図らなければならない。 ●定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。 ●家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ●構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■ 総則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|---------------------------|--|---------|-------------|
| 保育所等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ・ 集団保育を体験させるための機会や相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ・ 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ・ 卒園児の施設への受け入れ及び教育・保育を提供すること。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 家庭的保育事業者等と非常災害 | <ul style="list-style-type: none"> ●軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ●避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員の一般的要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員の知識及び技能の向上等 | <ul style="list-style-type: none"> ●職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ●職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●他の社会福祉施設を併設するときは、設備及び職員の一部を兼ねることができる。 （ただし、特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない） | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■ 総則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|---------------|--|---------|-------------|
| 利用者を平等に取り扱う原則 | ●利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 虐待等の禁止 | ●職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止 | ●利用乳幼児の福祉のために、懲戒に関し必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 衛生管理等 | ●利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ●感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ●必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ●居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ●居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 食事 | ●食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならない。 ●食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 ●食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。 ●調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ●利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■ 総則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|----------------|--|---------|-------------|
| 食事の提供の特例 | <ul style="list-style-type: none"> ●食事の提供について、連携施設等の搬入施設において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。外部搬入によることとしても調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ●搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①連携施設 ②事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。） | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 利用乳幼児及び職員の健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ●職員の健康診断に当たって、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |

■ 総則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|---------------|--|---------|-------------|
| 事業所内部の 規程 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 事業所に備える 帳簿 | <ul style="list-style-type: none"> ●職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 秘密保持等 | <ul style="list-style-type: none"> ●正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 ●職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口設置等の措置を講じなければならない。 ●市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■家庭的保育事業

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) | |
|-------------|-------------|--|-------------|--|
| 設備 | 保育を行う部屋 | ●保育を行う部屋 保育を行う専用の部屋を設けること ●面積 1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡以上、保育する乳幼児が3人を超える場合は9.9㎡に1人につき3.3㎡を加えた面積以上） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 調理設備・便所 | 衛生的な調理設備及び便所を設けること | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 屋外遊戯場 | ●庭 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 耐火基準等避難規制 | 基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員 | 家庭的保育者及び補助者 | 資格要件 ●家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ●家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者 | 従うべき基準 | ●家庭的保育者 市長が行う研修を修了した保育士 ●家庭的保育補助者 国の基準を適用 |
| | 職員数 | 乳幼児 3人につき1人 （家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人につき2人） | 従うべき基準 | 国の基準に加え職員は2人を下回らない |

■家庭的保育事業

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|---------|--|--------------------|
| 職員 | 調理員 | 調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| 運営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |
| | 保育の内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 保護者との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■小規模保育事業A型

| | | 厚生労働省令(国基準) | 区分 | 本市における基準(案) |
|----|---------------|---|---------|-------------|
| 設備 | 保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> ●0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡ | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 調理設備・便所 | 調理設備及び便所を設けること | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 屋外遊戯場 | <ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 屋外遊戯場を設けること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 耐火基準等 避難規制 | 保育所に準じた上乗せ規定 （建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員 | 資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育士 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保育士 職員数 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳児 おおむね3人につき1人 ●満1歳以上満3歳に満たない児童 おおむね6人につき1人 ●満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ●満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>・上記により算定した職員数に1人以上追加配置する。 ・当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■小規模保育事業A型

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) | |
|-------------|---------|--|-------------|---------|
| 職員 | 調理員 | 調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 運営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保育の内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保護者との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■小規模保育事業B型

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) | |
|-------------|-------------------|---|-------------|---------|
| 設備 | 保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> ●0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡ | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 調理設備・便所 | 調理設備及び便所を設けること | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 屋外遊戯場 | <ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 屋外遊戯場を設けること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 耐火基準等避難規制 | 保育所に準じた上乗せ規定 （建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員 | 資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育士 ●保育従事者 市町村長が行う研修を修了した者 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保育士及び保育従事者 職員数 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳児 おおむね3人につき1人 ●満1歳以上満3歳に満たない児童 おおむね6人につき1人 ●満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ●満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>・上記により算定した職員数に1人以上追加配置し、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>・当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■小規模保育事業B型

| 厚生労働省令(国基準) | | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|---------|--|---------|-------------|
| 職員 | 調理員 | 調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 運営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保育の内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保護者との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■小規模保育事業C型

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) | | |
|-------------|-------------|---|--|---------|--|
| 設備 | 保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> ●0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳児以上 保育室又は遊戯室 1人3.3㎡ | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 | |
| | 調理設備・便所 | 調理設備及び便所を設けること | 従うべき基準 | 国の基準を適用 | |
| | 屋外遊戯場 | <ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 屋外遊戯場を設けること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 | |
| | 耐火基準等避難規制 | 保育所に準じた上乗せ規定 （建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 | |
| 職員 | 家庭的保育者及び補助者 | 資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ●家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者 | 従うべき基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育者 市長が行う研修を修了した保育士 ●家庭的保育補助者 国の基準を適用 |
| | | 職員数 | 乳幼児 3人につき1人 （家庭的保育補助者ととも保育する場合には、5人につき2人） | 従うべき基準 | 国の基準に加え職員は2人を下回らない |
| | 調理員 | 調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 | |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 | |

■小規模保育事業C型

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|------------------|-----------------------------------|--|--------------------|
| 定 利 員 用 | 法第6条の3第11項の規定にかかわらず、6人以上10人以下とする。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 運 営 | 保育 時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |
| | 保育の 内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 保護者 との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■ 居宅訪問型保育事業

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) | |
|---------------|---|--|-------------|-----------------------------|
| 居宅訪問型 保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ・ 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ・ 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ・ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務等で、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ・ 離島その他の地域で、保育の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 | |
| 設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 | |
| 職員 | 家庭的 保育者 | <ul style="list-style-type: none"> 資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | 従うべき基準 | ● 家庭的保育者 市長が行う研修を修了した保育士 |
| | 職員数 | 乳幼児 1人につき1人 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 連携施設 | <p>障害、疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合には、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保するものとする。（ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。）</p> | 従うべき基準 | 国の基準を適用 | |

■居宅訪問型保育事業

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|---------|--|--------------------|
| 運 営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |
| | 保育の内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 保護者との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|--|---------|---|
| 定員 | 利用定員の設定 ※保育所型事業所内保育所：利用定員が20人以上のもの ●事業者は、利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて、市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。 （利用定員数） （その他の乳児又は幼児の数＝地域枠） ・1人以上5人以下 1人 ・6人以上7人以下 2人 ・8人以上10人以下 3人 ・11人以上15人以下 4人 ・16人以上20人以下 5人 ・21人以上25人以下 6人 ・26人以上30人以下 7人 ・31人以上40人以下 10人 ・41人以上50人以下 12人 ・51人以上60人以下 15人 ・61人以上70人以下 20人 ・71人以上 20人 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 設備 | ●0・1歳児 乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡ | 参酌すべき基準 | ●0・1歳児 乳児室 1人3.3㎡ ほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡ |
| | 医務室・調理室・便所 医務室、調理室及び便所を設けること （調理室は保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に付属して設置する炊事場を含む） | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

| | | 厚生労働省令(国基準) | 区分 | 本市における基準(案) |
|------------|-----------|--|---------|-------------|
| 設備 | 屋外遊戯場 | <ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 屋外遊戯場を設けること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 耐火基準等避難規制 | 保育所に準じた上乘せ規定 （建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員 | 資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育士 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 保育士 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳児 おおむね3人につき1人 ●満1歳以上満3歳に満たない児童 おおむね6人につき1人 ●満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ●満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>・保育士の数は、上記の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>・当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 調理員 | 調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 連携施設に関する特例 | | 連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|---------|--|--------------------|
| 運 営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |
| | 保育の内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 保護者との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

| 厚生労働省令(国基準) | | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|-------------|---|---------|-------------|
| 定員 | 利用定員 の設定 | <p>※小規模型事業所内保育所：利用定員が19人以下のもの</p> <p>●事業者は、利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて、市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。</p> <p>（利用定員数） （その他の乳児又は幼児の数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上5人以下 1人 ・ 6人以上7人以下 2人 ・ 8人以上10人以下 3人 ・ 11人以上15人以下 4人 ・ 16人以上20人以下 5人 ・ 21人以上25人以下 6人 ・ 26人以上30人以下 7人 ・ 31人以上40人以下 10人 ・ 41人以上50人以下 12人 ・ 51人以上60人以下 15人 ・ 61人以上70人以下 20人 ・ 71人以上 20人 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 設備 | 保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> ●0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ ●満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡ | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 調理設備・ 便所 | 調理設備及び便所を設けること （調理設備は、事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む） | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |

■小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

| | | 厚生労働省令(国基準) | 区分 | 本市における基準(案) |
|----|-----------|---|---------|-------------|
| 設備 | 屋外遊戯場 | <ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 屋外遊戯場を設けること（付近の代替地可） ●面積 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 耐火基準等避難規制 | 保育所に準じた上乗せ規定 （建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること） | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |
| 職員 | 保育士 | 資格要件 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | | 職員数 | | |
| | 調理員 | 調理員を置かなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は不要。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| | 嘱託医 | 嘱託医を置かなければならない | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 運営 | 保育時間 | 1日につき8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする | 参酌すべき基準 | 国の基準を適用 |

■小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|-------------|-------------|--|--------------------|
| 運 営 | 保育の 内容 | 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない | 従うべき基準 国の基準を適用 |
| | 保護者 との連絡 | 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない | 参酌すべき基準 国の基準を適用 |

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■附則

| 厚生労働省令(国基準) | | 区分 | 本市における基準(案) |
|--------------------|--|--------|-------------|
| 食事の提供の経過措置 | この省令の施行の日の前日において現に存する、法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この省令の施行の日から5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 連携施設に関する経過措置 | 事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 小規模保育事業B型等に関する経過措置 | 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |
| 利用定員に関する経過措置 | 小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 | 従うべき基準 | 国の基準を適用 |